

<b>令和3年度 指定管理者施設管理評価シート</b>			<b>部課名</b>	教育委員会児童保育課
<b>施設名称</b>	34	東京都台東区立東上野乳児保育園	<b>指定管理者</b>	社会福祉法人康保会
<b>選定方法</b>	<input type="checkbox"/> 公募 <input checked="" type="checkbox"/> 継続特例 <input type="checkbox"/> 非公募		<b>指定期間</b>	R2.4.1 ~ R7.3.31

1. 施設及び事業の概要	
(1)	[設置目的] 児童福祉法の規定に基づき、日々保護者の委託を受けて、保育が必要な乳幼児を保育するとともに施設及び設備の維持管理を行う。
(2)	[所在地] 台東区東上野4-22-3 [規模] 延床面積678.08㎡ RC造、地下1階地上8階（台東保健所併設）のうち1、2階の一部 乳児室、保育室、事務室、調乳室、調理室
(3)	[委託事業] 公設民営保育園として、0～2歳児の乳幼児を保育するとともに施設及び設備の管理運営業務を行う [自主事業] 延長保育や年末保育の他、園児の誕生会に近隣のお年寄りを招待して開催
(4)	[利用者] 0～2歳児 [利用料金制] <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
(5)	[開館日・時間] 月～土曜日（祝日・年末年始を除く）、午前7時から午後6時まで（延長保育午後8時まで）
(6)	[人員体制] 34名 （内 訳）施設長（1）、保育士（21）、看護師（1）、栄養士（2）、調理員（2）、嘱託医（1）、パート（7）  （前年増減）1名減（保育士（-1）、看護師（+1）、パート（-1））

2. 予算決算		R元予算	R元決算	R2予算	R2決算
収入	委託料（指定管理料）	223,334,000	211,904,420	224,338,000	217,405,780
	利用料金収入	1,732,000	1,730,800	900,000	949,183
	その他収入（補助金）	4,616,000	23,480,483	7,100,000	13,016,958
	計	229,682,000	237,115,703	232,338,000	231,371,921
支出	人件費	173,315,000	172,652,009	177,194,000	176,107,801
	光熱水費	0	0	0	0
	維持管理費（委託料・賃借料）	0	0	0	0
	修繕費	500,000	38,346	500,000	324,005
	事業費	13,319,000	13,541,840	14,123,000	14,243,385
	その他支出（事務費）	33,815,000	34,159,494	37,706,000	36,185,185
	計	220,949,000	220,391,689	229,523,000	226,860,376
収支			16,724,014		4,511,545

3. 活動指標	単位	(目標値)R4年度	H30年度	R元年度	R2年度
定員	人	60	60	60	60
開館日数	日	293	293	293	293

4. 成果指標	単位	(目標値)R4年度	H30年度	R元年度	R2年度
入所児童数	人	60	64	64	64

5. 前回評価の結果に対する、現在までの取組み状況
前年に引き続き新型コロナウイルス感染防止対策として、オンラインで保育や保護者会、メールでの質問や相談などを工夫をこらしている。また、施設利用者に対し、感染症対策ガイドラインに基づいて、様々な機会に注意喚起を行っている。

6. 評価の観点 (20点) 水準を全て満たしている(年間通じて問題がなかった) (19~14点) 水準の範囲内である(一部軽微な課題あり) (13~12点) 水準をやや下回った (11点以下) 水準を大きく下回った	
(1) 管理の適正性	法令等の遵守、事業計画書・報告書等の作成・提出、従業員の労働環境などの観点から、公の施設として、適正な管理体制及び運営が行われているかを評価する。
20 / 20 点	関係法令及び東京都の保育所指導基準を遵守し、園賠償責任保険や園児団体傷害保険保険に加入するなど手厚い対策を講じており、適正な管理が行われている。
(2) 事業の運営	職員配置、職員の対応、開館時間等の遵守などの観点から、施設の目的に合致した事業が展開できているかを評価する。
20 / 20 点	保育士の配置人員は、認可基準に従い適正な職員数を確保し、滞りなく事業を実施している。また、新型コロナウイルス感染防止対策のため看護師を増員している。
(3) 施設の維持管理	建物保守、清掃・衛生管理、施設の修繕などの観点から、施設の維持管理が適切に行われているかを評価する。
20 / 20 点	日常巡回及び計画に基づく定期点検・修繕を実施している。また、日常点検等において危険箇所の把握を行い、随時、区と協力して保育に支障がないように努めており、適切な維持管理が行われている。
(4) サービス向上の取組み	利用者満足度調査、要望・意見等への対応、指定管理者の努力・意欲などの観点から、サービス向上に向けた取組みが積極的に行われているかを評価する。
20 / 20 点	苦情は迅速に対応し、内容に応じて区への報告・調整を行っている。コロナ禍においてもオンラインで保護者会を実施するなど、サービス向上に努めた。
(5) 収入支出	予算執行、会計の管理などの観点から、収入支出が適正かつ効率的に行われているかを評価する。
20 / 20 点	社会福祉法人会計基準に基づき適切に処理されており、収支計画に沿って適正な予算執行がされている。

(6) 優れた取組み ◀加点項目▶ ※点数上限：10点	指定管理者の自主的な取組みによる成果
— 点	

7. 総合評価 極めて良好(110~101)・良好(100~91)・適正(90~70)・改善指示(69以下)	
良好 ( 100 / 110点)	<p>【所見】 オンライン環境等を活用し、積極的に保護者等へ情報発信をおこなっている。</p> <p>【各項目20点に届かなかった主な要因・課題】</p>